

令和3年第6回

小松市議会定例会議案

令和3年(2021年)11月

目 次

議案番号	議 件 名	頁
議案第60号	令和3年度小松市一般会計補正予算(第4号)……………	1
議案第61号	令和3年度小松市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)……………	9
議案第62号	令和3年度小松市介護保険事業特別会計補正予算(第3号)……………	13
議案第63号	令和3年度小松市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)……………	17
議案第64号	令和3年度小松市水道事業会計補正予算(第1号)……………	21
議案第65号	令和3年度小松市下水道事業会計補正予算(第2号)……………	23
議案第66号	令和3年度国民健康保険小松市民病院事業会計補正予算(第2号)……………	25
議案第67号	小松市奨学金貸与条例について……………	27
議案第68号	小松市地域優良賃貸住宅条例について……………	31
議案第69号	小松市立認定こども園条例について……………	45
議案第70号	小松市立児童館条例の一部を改正する条例について……………	51
議案第71号	小松市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について……………	53
議案第72号	小松市消防団条例の一部を改正する条例について……………	57
議案第73号	小松市国民健康保険条例の一部を改正する条例について……………	59
議案第74号	小松市行政財産使用料徴収条例の一部を改正する条例について……………	61
議案第75号	小松市手数料条例の一部を改正する条例について……………	65
議案第76号	小松市テレビ共同受信施設の設置等に関する条例の一部を改正する条例について……………	69
議案第77号	公立大学法人公立小松大学中期目標の変更について……………	71
議案第78号	指定管理者の指定について……………	73
議案第79号	指定管理者の指定について……………	75
議案第80号	指定管理者の指定について……………	77
議案第81号	専決処分の承認を求めることについて……………	79
報告第16号	専決処分の報告について……………	83

議案第60号

令和3年度小松市一般会計補正予算 (第4号)

令和3年度小松市の一般会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ780,750千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ50,712,960千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

(債務負担行為の補正)

第3条 既定の債務負担行為の補正は、「第3表債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第4条 既定の地方債の補正は、「第4表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	市税	14,519,000	427,000	14,946,000
	1 市民税	6,231,000	300,000	6,531,000
	2 固定資産税	6,431,000	127,000	6,558,000
11	地方特例交付金	654,000	△60,000	594,000
	2 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	530,000	△60,000	470,000
12	地方交付税	7,080,000	410,700	7,490,700
	1 地方交付税	7,080,000	410,700	7,490,700
16	国庫支出金	9,310,278	293,200	9,603,478
	1 国庫負担金	5,482,329	22,375	5,504,704
	2 国庫補助金	3,773,280	269,725	4,043,005
	3 国庫委託金	54,669	1,100	55,769
17	県支出金	3,892,484	11,187	3,903,671
	1 県負担金	2,475,914	11,187	2,487,101
19	寄附金	213,756	13,311	227,067
	1 寄附金	213,756	13,311	227,067
20	繰入金	1,280,686	△150,000	1,130,686
	1 基金繰入金	1,232,800	△150,000	1,082,800
21	繰越金	172,215	61,973	234,188
	1 繰越金	172,215	61,973	234,188
22	諸収入	1,956,388	134,279	2,090,667
	4 雑入	522,961	279	523,240
	5 受託事業収入	879,200	134,000	1,013,200
23	市債	6,378,100	△360,900	6,017,200
	1 市債	6,378,100	△360,900	6,017,200
	歳 入 合 計	49,932,210	780,750	50,712,960

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	議会費	351,594	587	352,181
	1 議会費	351,594	587	352,181
2	総務費	3,411,911	1,230	3,413,141
	1 総務管理費	2,629,008	9,239	2,638,247
	2 徴税費	372,298	△322	371,976
	3 戸籍住民基本台帳費	250,232	△5,690	244,542
	4 選挙費	115,171	△1,009	114,162
	5 統計調査費	14,598	△2,212	12,386
	6 監査委員費	30,604	1,224	31,828
3	民生費	17,808,035	141,828	17,949,863
	1 社会福祉費	7,648,329	32,961	7,681,290
	2 児童福祉費	9,214,920	111,577	9,326,497
	3 生活保護費	944,786	△2,710	942,076
4	衛生費	3,319,440	108,175	3,427,615
	1 保健衛生費	1,483,205	106,926	1,590,131
	2 環境対策費	1,176,915	1,249	1,178,164
6	農林水産業費	1,106,305	△4,458	1,101,847
	1 農業費	761,290	△7,840	753,450
	2 林業費	313,712	3,255	316,967
	3 水産業費	31,303	127	31,430
7	商工費	2,011,692	6,563	2,018,255
	1 商工費	2,011,692	6,563	2,018,255
8	土木費	7,107,770	370,706	7,478,476
	1 土木管理費	98,321	△4,701	93,620
	2 道路橋りょう費	1,266,691	2,129	1,268,820
	3 河川費	222,105	278	222,383

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
	4 都市計画費	2,157,729	368,199	2,525,928
	6 飛行場費	531,502	△1,240	530,262
	7 住宅費	607,594	6,041	613,635
9	消防費	1,330,561	6,243	1,336,804
	1 消防費	1,330,561	6,243	1,336,804
10	教育費	7,198,206	144,876	7,343,082
	1 教育総務費	754,701	42,210	796,911
	2 小学校費	903,408	△11,678	891,730
	3 中学校費	494,637	△10,947	483,690
	4 高等学校費	475,946	△8,475	467,471
	5 社会教育費	1,455,843	111,100	1,566,943
	6 保健体育費	1,893,447	22,666	1,916,113
11	災害復旧費	1	5,000	5,001
	2 農林水産施設災害復旧費	0	5,000	5,000
歳 出 合 計		49,932,210	780,750	50,712,960

第2表 繰越明許費

(単位千円)

款	項	事業名	金額
10. 教育費	1. 教育総務費	I C T教育環境推進費	23,000
	5. 社会教育費	八日市地方遺跡発掘調査費	94,000

第3表 債務負担行為補正

(追加)

(単位千円)

事 項	期 間	限 度 額
赤ちゃん紙おむつ定期便費	令和4年度	15,000
市単道路整備費	令和4年度	100,000
小松駅ターミナルプラン推進費	令和4年度	550,000

第4表 地方債補正

(追加)

(単位千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
現年発生 林業施設 災害復旧費	1,400	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融資条件による。 ただし、財政の状況により償還年限を短縮し、繰上償還をなし、又は借換えをすることができる。
計	1,400			

(変更)

(単位千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
小松駅 ターミナル プラン推進費	21,700	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融資条件による。 ただし、財政の状況により償還年限を短縮し、繰上償還をなし、又は借換えをすることができる。	172,100	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融資条件による。 ただし、財政の状況により償還年限を短縮し、繰上償還をなし、又は借換えをすることができる。
臨時財政 対策債	2,770,000				2,257,300			
計	6,378,100				6,015,800			

議案第61号

令和3年度小松市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

令和3年度小松市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ50,390千円を追加し、

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10,032,390千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	国民健康保険税	1,745,300	200,000	1,945,300
	1 国民健康保険税	1,745,300	200,000	1,945,300
5	繰入金	976,840	△200,831	776,009
	1 一般会計繰入金	747,019	△2,612	744,407
	2 基金繰入金	229,821	△198,219	31,602
6	繰越金	1	30,107	30,108
	1 繰越金	1	30,107	30,108
7	諸収入	34,123	21,114	55,237
	2 雑入	13,121	21,114	34,235
	歳 入 合 計	9,982,000	50,390	10,032,390

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	総務費	167,660	△2,612	165,048
	1 総務管理費	167,500	△2,612	164,888
7	諸支出金	21,209	53,002	74,211
	1 償還金及び還付加算金	10,501	52,269	62,770
	6 諸支出金	0	733	733
	歳 出 合 計	9,982,000	50,390	10,032,390

令和3年度小松市介護保険事業特別会
計補正予算（第3号）

令和3年度小松市の介護保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,880千円を追加し、

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10,189,280千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
3	国庫支出金	2,230,813	132	2,230,945
	2 国庫補助金	511,504	132	511,636
4	支払基金交付金	2,665,952	353	2,666,305
	1 支払基金交付金	2,665,952	353	2,666,305
5	県支出金	1,446,432	74	1,446,506
	2 県補助金	45,806	74	45,880
7	繰入金	1,519,043	5,321	1,524,364
	1 一般会計繰入金	1,497,125	5,116	1,502,241
	2 基金繰入金	21,918	205	22,123
	歳 入 合 計	10,183,400	5,880	10,189,280

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	総務費	147,236	5,042	152,278
	1 総務管理費	92,036	5,482	97,518
	2 介護認定審査会費	55,200	△440	54,760
3	地域支援事業費	322,604	838	323,442
	1 介護予防・日常生活支援総合事業費	241,354	1,308	242,662
	2 包括的支援事業費	45,070	△470	44,600
	歳 出 合 計	10,183,400	5,880	10,189,280

議案第63号

令和3年度小松市後期高齢者医療特別 会計補正予算（第1号）

令和3年度小松市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,490千円を追加し、

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,647,490千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
3	繰入金	371,764	△157	371,607
	1 一般会計繰入金	371,764	△157	371,607
4	繰越金	1	3,353	3,354
	1 繰越金	1	3,353	3,354
5	諸収入	83,234	△706	82,528
	3 雑入	81,124	△706	80,418
	歳 入 合 計	1,645,000	2,490	1,647,490

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	総務費	35,143	△863	34,280
	1 総務管理費	35,143	△863	34,280
2	後期高齢者医療広域連合納付金	1,512,769	3,353	1,516,122
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	1,512,769	3,353	1,516,122
	歳 出 合 計	1,645,000	2,490	1,647,490

議案第64号

令和3年度小松市水道事業会計補正予算（第1号）

第1条 令和3年度小松市の水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和3年度小松市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
			（△は減を示す。）
			支 出
第1款 水道事業費用	2,389,300千円	△2,700千円	2,386,600千円
第1項 営業費用	2,259,347千円	△2,700千円	2,256,647千円

第3条 予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

（科目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
			（△は減を示す。）
(1) 職員給与費	175,790千円	△2,700千円	173,090千円

議案第65号

令和3年度小松市下水道事業会計補正 予算（第2号）

第1条 令和3年度小松市の下水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和3年度小松市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
			（△は減を示す。）
			支 出
第1款 下水道事業費用	4,022,400千円	△3,200千円	4,019,200千円
第1項 営業費用	3,355,298千円	△3,200千円	3,352,098千円

第3条 予算第4条本文括弧書中資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「1,942,400千円」を「1,941,800千円」に、過年度分損益勘定留保資金「446,694千円」を「511,628千円」に、当年度分損益勘定留保資金「1,415,223千円」を「1,349,689千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
			（△は減を示す。）
			支 出
第1款 資本的支出	4,822,300千円	△600千円	4,821,700千円
第1項 建設改良費	959,043千円	△600千円	958,443千円

第4条 予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
			(△は減を示す。)
(1) 職員給与費	115,762千円	△3,800千円	111,962千円

議案第66号

令和3年度国民健康保険小松市民病院 事業会計補正予算（第2号）

第1条 令和3年度小松市の国民健康保険小松市民病院事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和3年度国民健康保険小松市民病院事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)		(計)
	収	入	
第1款 病院事業収益	8,813,000千円	153,000千円	8,966,000千円
第1項 医業収益	7,832,480千円	△639,000千円	7,193,480千円
第2項 医業外収益	980,520千円	792,000千円	1,772,520千円
	支		
	出		
第1款 病院事業費用	8,740,000千円	26,300千円	8,766,300千円
第1項 医業費用	8,667,665千円	26,300千円	8,693,965千円

第3条 予算第4条本文括弧書中「347,283千円」を「347,239千円」に、「627千円」を「671千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)		(計)
	収	入	
第1款 資本的収入	435,000千円	30,000千円	465,000千円
第4項 補助金	0千円	30,000千円	30,000千円

	支	出	
第1款 資本的支出	852,000千円	30,000千円	882,000千円
第1項 建設改良費	181,000千円	30,000千円	211,000千円

小松市奨学金貸与条例について

小松市奨学金貸与条例を次のように制定する。

小松市奨学金貸与条例

(奨学金の貸与)

第1条 この条例は、学修に意欲があるものの、経済的理由により大学、短期大学及び専修学校（専門課程で修業年限が2年以上のものに限る。以下これを「大学等」という。）での修学が困難な者に対し、小松市奨学金（以下「奨学金」という。）を貸与するものとし、奨学金の貸与により、教育の機会均等を図るとともに、未来を担う人材の限りない可能性を広げることを目的とする。

(奨学金の貸与を受けることができる者)

第2条 奨学金の貸与を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 当該者又は当該者の保護者（当該者が未成年の場合にあっては、その親権を行う者をいい、当該者が成年の場合にあっては、父母又はこれに代わる者をいう。以下同じ。）が本市の区域内に住所を有すること。
- (2) 当該者が学修に意欲があり、学業を確実に修了できる見込みがあること。
- (3) 奨学金を受けなければ当該者の修学が困難であること。
- (4) 独立行政法人日本学生支援機構の奨学金その他の公的機関による学資の貸付又は給与を受けていないこと。

(小松市奨学金貸与審査委員会の設置)

第3条 奨学金の貸与を受けられる者の選考に係る審査を行うため、小松市奨学金貸与審査委員会を設置する。

(奨学生の決定)

第4条 奨学金の貸与を受ける者については、前条の審査委員会の審査を経て、教育委員会が市長と協議して決定する。

(奨学金の額)

第5条 奨学金の貸与額は、毎年度予算の範囲内で、次の各号に掲げる通学の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額以内の額とする。

(1) 自宅から大学等への通学 月額30,000円

(2) 自宅以外の場所から大学等への通学 月額50,000円

(貸与等の期間)

第6条 奨学金を貸与する期間は、当該者に対し奨学金の支給を開始する月として決定した月から当該者の在学する大学等の正規の修業期間が終了する月までとする。

(奨学金の返還)

第7条 奨学金の貸与を受けた者（以下「奨学生」という。）は、貸与を受けた奨学金を、規則で定める期間内に返還しなければならない。

(奨学金の利息)

第8条 前条の規定により定められた返還期日内に返還する奨学金には、利息をつけない。

(奨学金の返還猶予)

第9条 市長は、奨学生が災害又は傷病その他真にやむを得ない事由によって一時的に奨学金の返還が困難となったときは、申請により相当の期間その返還を猶予することができる。

(奨学金の返還免除)

第10条 市長は、奨学生が死亡し、又は心身障害のため労働能力を失い、奨学金の返還未済額の全部又は一部について返還不能又は困難となったときは、その全部又は一部の返還を免除することができる。

2 前項に定めるもののほか、定住化を促進し、地域の活性化を図るため、毎年度、奨学生（卒業した者に限る。）が5月1日現在、次の各号のいずれに

も該当することとなったときは、貸与された奨学金の全額を10年間で除して得た額の2分の1に相当する額の返還を免除することができる。

- (1) 市内に住民登録し、かつ居住していること。
- (2) 市内事業所等で正規職員又は所定労働時間が正規職員に準じる職員として就労していること。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年1月1日から施行する。
(特別職の職員等で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 特別職の職員等で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和42年小松市条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

奨学金支給審査委員会委員	日額 7,200
スポーツ推進審議会委員	日額 7,200

」を

「

奨学金支給審査委員会委員	日額 7,200
奨学金貸与審査委員会委員	日額 7,200
スポーツ推進審議会委員	日額 7,200

」に

改める。

小松市地域優良賃貸住宅条例について

小松市地域優良賃貸住宅条例を次のように制定する。

小松市地域優良賃貸住宅条例

目次

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 地域優良賃貸住宅及び駐車場の設置（第4条）

第3章 地域優良賃貸住宅の管理（第5条—第31条）

第4章 駐車場の管理（第32条—第39条）

第5章 雑則（第40条・第41条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、地域優良賃貸住宅の整備基準について定めるほか、地域優良賃貸住宅及び当該地域優良賃貸住宅の共同施設である駐車場（以下「駐車場」という。）の設置及び管理につき、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において、地域優良賃貸住宅とは、地域優良賃貸住宅制度要綱（平成19年国住備第160号）第2条第9号イの住宅及び附帯施設をいう。

（整備基準）

第3条 地域優良賃貸住宅は、その周辺の地域を含めた健全な地域社会の形成に資するように考慮して整備するものとする。

2 地域優良賃貸住宅は、安全、衛生、美観等を考慮し、かつ、入居者等にとって便利で快適なものとなるように整備するものとする。

3 前2項に規定するもののほか、地域優良賃貸住宅の整備に関し必要な基準は、規則で定める。

第2章 地域優良賃貸住宅及び駐車場の設置

(設置及び名称等)

第4条 子育て世代及び新婚の者を支援するため、本市に地域優良賃貸住宅を設置する。

2 地域優良賃貸住宅の名称、位置及び戸数は、次のとおりとする。

名称	位置	戸数
木曾町住宅 松6棟	小松市安宅町甲10番地	18戸

3 地域優良賃貸住宅に駐車場を設置する。

第3章 地域優良賃貸住宅の管理

(入居者の資格)

第5条 地域優良賃貸住宅に入居することができる者は、次の各号に掲げるいずれの要件にも該当する者とする。

- (1) 所得（特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成5年建設省令第16号）第1条第3号の所得をいう。以下同じ。）が規則で定める基準に該当する者であること。
- (2) その者の属する世帯が子育て世帯（18歳未満の者又は妊娠している者がいる世帯をいう。）又は新婚世帯（配偶者（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）を得て5年以内の者であって、その世帯の世帯主が45歳以下であるものから成る世帯をいう。）であること。
- (3) その者が居住するため住宅を必要とする者であって、現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。）があること。
- (4) その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。

(5) その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が市町村税を滞納していないこと。ただし、市長が特別の事情があると認める場合は、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、災害、不良住宅の撤去その他の特別な事情がある場合において、地域優良賃貸住宅に入居させることが適当である者として市長が認めるものは、地域優良賃貸住宅に入居させることができる。

(入居者の公募)

第6条 市長は、地域優良賃貸住宅への入居を希望する者を公募（以下「公募」という。）の方法により募集するものとする。ただし、地域優良賃貸住宅への入居を希望する者が前条第2項に該当する者については、この限りでない。

2 公募は、規則で定める方法のうち2以上の方法によって行うものとする。

3 公募に当たっては、市長は、地域優良賃貸住宅の所在地、戸数、規格、家賃、入居者資格、申込方法、選定方法の概略、入居時期その他必要な事項を公示するものとする。

(入居の申込み及び決定)

第7条 地域優良賃貸住宅に入居しようとする者は、規則で定めるところにより、市長に入居の申込み（同居人がある場合は、同居人の認定申請を含む。）をしなければならない。

2 市長は、前項の規定により入居の申込みをした者の中から地域優良賃貸住宅の入居の決定（同居人がある場合は、同居人の認定を含む。以下「入居の決定」という。）を行い、その旨を当該入居の決定を受けた者（以下「入居決定者」という。）に対し通知するものとする。この場合において、入居の申込みを受理した者の数が入居することができる地域優良賃貸住宅の戸数を超える場合においては、入居の決定に際し、抽選その他公正な方法により、入居者を選定するものとする。

(入居補欠者)

第8条 市長は、前条第2項後段の規定に基づいて入居者を選定する場合にお

いて、入居決定者のほかに、入居の順位を定めて必要と認める数の入居補欠者を定めることができる。

2 市長は、入居決定者が次条第2項の規定による取消しがあったときは、前項の入居補欠者のうちから入居順位に従い、入居の決定を行うものとする。

(入居の手続)

第9条 入居決定者は、入居の決定のあった日から10日以内（市長がやむを得ない事情があると認めるときは、市長が別に指示する期間内）に、次の手続をしなければならない。

(1) 石川県内に居住し、当該地域優良賃貸住宅の家賃を保証できると認められる収入を有し、かつ、市町村税を完納している者で、市長が適当と認める連帯保証人の連署する請書を提出すること。

(2) 第17条第1項の敷金を納付すること。

2 市長は、入居決定者が前項に規定する期間内に同項の手続をしないときは、当該入居の決定を取り消すことができる。

3 市長は、入居決定者が第1項に規定する期間内に同項の手続をしたときは、当該入居決定者に対して、速やかに地域優良賃貸住宅の入居が可能となる日（以下「入居可能日」という。）を通知しなければならない。

4 前項の通知を受けた者は、入居可能日から10日以内に地域優良賃貸住宅に入居しなければならない。ただし、市長の承認を受けたときは、この限りでない。

5 市長は、特別の事情があると認める者に対しては、第1項第1号に規定する連署をしないこととすることができる。

6 第1項第1号の連帯保証人が保証する債務の範囲及びその極度額は、規則で定める。

(家賃の決定及び変更)

第10条 地域優良賃貸住宅の家賃は、近傍同種の住宅の家賃の額と均衡を失しないよう、規則で定める基準に従い、入居者（前条第4項に規定する入居を行った者をいう。以下同じ。）ごとに月額で決定するものとする。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、地域優良賃貸住宅の家賃を変更することができる。

- (1) 物価の変動に伴い変更する必要があると認めるとき。
- (2) 近傍同種の住宅の家賃の額と比較して変更する必要があると認めるとき。
- (3) 地域優良賃貸住宅を改良したことに伴い変更する必要があると認めるとき。

(家賃の減額)

第11条 市長は、必要があると認めるときは、規則で定める所得の基準に該当する者であつて、次の各号のいずれかに該当する場合は、規則で定める期間を限度として、前条第1項の規定により決定する家賃の減額を行うことができる。

- (1) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合
- (2) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居者のいずれもが60歳以上又は18歳未満の者である場合
- (3) 入居者又は同居者が次のいずれかに該当する場合

ア 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者でその障害の程度が、次の各号に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ当該各区分に定めるものに該当するもの

- (ア) 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級までのいずれかに該当する程度
- (イ) 精神障害 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級に該当する程度
- (ウ) 知的障害 (イ)に規定する精神障害の程度に相当する程度

イ 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が、恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症に該当するもの

ウ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）

第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者

エ 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの

オ ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第2条に規定するハンセン病療養所入所者等

2 前項の規定による家賃の減額は、第10条の規定により定められた家賃と次条の入居者負担額との差額を当該家賃から控除することにより行うものとする。

（入居者負担額）

第12条 市長は、前条第1項の規定による家賃の減額を行うため、入居者の所得の区分、地域優良賃貸住宅の規模等に応じて、入居者負担額を定めるものとする。

（家賃の減額の申請等）

第13条 入居決定者は、第11条第1項の規定による家賃の減額を受けようとするときは、規則で定めるところにより、市長に家賃の減額の申請をしなければならない。

2 市長は、家賃の減額を行うことを決定したときは、当該入居者に対し、その旨を通知するものとする。

（家賃の減免又は徴収猶予）

第14条 市長は、次の各号に掲げる特別の事情がある場合において、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、家賃の減免又は徴収の猶予をすることができる。

(1) 入居者が災害により著しい損害を受けたとき。

(2) 入居者の責めに帰すべき事由によらないで、地域優良賃貸住宅の全部又は一部を使用することができないとき。

(3) 前2号に準じる特別の事情があるとき。

（家賃の徴収）

第15条 市長は、第10条第1項の規定により決定された家賃（第11条の規定により当該家賃が減額され、又は前条の規定により減免され、若しくは徴収猶予されたときは、それぞれ減額され、又は減免され、若しくは徴収猶予された額を除いた額。以下単に「家賃」という。）を当該月の月末を期限として入居者から徴収する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときの家賃の額は、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 地域優良賃貸住宅に入居した日（当該入居の日が第9条第4項に規定する入居可能日から10日を経過した日の翌日以降の日であるときは、当該経過する日）が当該月の初日以外の日であることその他の事由により当該月の入居の日数が1月に満たないとき 当該家賃を日割により計算した額

(2) 地域優良賃貸住宅を明け渡した日（第28条の規定による手続を経ないで地域優良賃貸住宅を明け渡したときは、市長が明渡しの日として認定した日）が当該月の末日以外の日であることその他の事由により当該月の入居の日数が1月に満たないとき（次号に該当するときを除く。） 当該家賃を日割により計算した額

(3) 第29条に規定する明渡しの請求を受けたとき 家賃の額に2を乗じて得た額

（家賃等の督促）

第16条 市長は、入居者が前条第1項の期限までに家賃を納付しないときは、期限を指定してこれを督促しなければならない。

（敷金）

第17条 市長は、入居時における第10条の規定により定められた家賃の3月分に相当する金額の敷金（以下「敷金」という。）を、入居決定者から徴収するものとする。

2 市長は、第14条各号に掲げる特別の事情がある場合において、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、敷金の減免又は徴収の猶予をすることができる。

3 第1項の規定により徴収した敷金は、入居者が入居の決定を受けた地域優良賃貸住宅（以下「入居住宅」という。）を明け渡すとき、これを還付する。ただし、未納の家賃又は損害賠償金等があるときは、敷金のうちからこれを控除した額を還付する。

4 前項の規定による敷金の還付に際しては、利子を付さない。

（修繕の実施及び費用の負担）

第18条 地域優良賃貸住宅及びその共同施設（以下「地域優良賃貸住宅等」という。）の修繕に要する費用（畳、建具等の修繕及び給水栓、点滅器その他附帯施設の構造上重要でない部分の修繕に要する費用を除く。）は、市の負担とする。

2 入居者（当該入居者の同居者を含む。以下「入居者等」という。）の責めに帰すべき事由によって前項の修繕の必要が生じたときは、同項の規定にかかわらず、入居者は、市長の選択に従い、修繕し、又はその費用を負担しなければならない。

（入居者の費用負担義務）

第19条 次の費用は、入居者の負担とする。ただし、市長が必要があると認めるときは、第3号の費用の一部を市の負担とすることができる。

- (1) 電気、ガス、水道及び下水道の使用料
- (2) 汚物及びじんかいの処理に要する費用
- (3) エレベーター、給水施設の使用又は維持、運営に要する費用
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が定める費用

（入居者の保管義務等）

第20条 入居者等は、地域優良賃貸住宅等の使用について必要な注意を払い、これらを正常な状態において維持しなければならない。

2 入居者等の責に帰すべき事由により、地域優良賃貸住宅等が滅失又は毀損したときは、当該入居者が原形に復し、又はこれに要する費用を賠償しなければならない。

第21条 入居者等は、周辺の環境を乱し、又は他に迷惑を及ぼす行為をしては

ならない。

第22条 入居者は、入居者等が入居の決定を受けた入居住宅を引き続き1月以上使用しないときは、規則で定めるところにより、届け出なければならない。

第23条 入居者は、入居住宅を他の者に貸し、又はその入居の権利を他の者に譲渡してはならない。

第24条 入居者等は、入居住宅を住宅以外の用途に使用してはならない。ただし、入居者が当該使用につき市長の承認を得たときは、この限りでない。

第25条 入居者等は、入居住宅の模様替をし、又は増築をしてはならない。ただし、原状回復又は撤去が容易である場合において、入居者が入居住宅を明け渡す際、当該入居者の負担において入居住宅の原状回復又は撤去を行うことを条件として市長の承認を受けたときは、この限りでない。

2 入居者は、前項ただし書の承認を得ずに入居住宅の模様替をし、又は増築をしたときは、直ちに当該入居者の負担において原状回復又は撤去を行わなければならない。

(同居の承認)

第26条 入居者は、入居の決定の際に同居を認められた親族以外の親族（出生により親族となる者を除く。）を同居させようとするときは、規則で定めるところにより、市長の承認を受けなければならない。

(入居の承継)

第27条 入居者が死亡し、又は入居住宅を退去した場合において、その死亡時又は退去時に入居住宅に当該入居者と同居していた者が引き続き当該入居住宅に居住することを希望するときは、当該入居者と同居していた者は、規則で定めるところにより、市長に継承の承認を申し込むことができる。

2 市長は、前項の申込みがあったときは、第5条の入居の要件に該当すると認められた場合に限り、承認することができるものとする。

3 前項の承認があったときの家賃の決定は、入居の決定の際の家賃の決定の例による。

(住宅の検査)

第28条 入居者は、入居住宅を明け渡そうとするときは、その10日前までに市長に届け出て、市長の指定する者の検査を受けなければならない。この場合において、入居者が、第25条第1項ただし書きの規定により入居住宅の模様替をし、又は増築したときは、当該検査のときまでに、当該入居者の負担において原状回復又は撤去を行わなければならない。

(地域優良賃貸住宅の入居の決定の取消し等)

第29条 市長は、入居者等が次の各号のいずれかに該当するときは、入居の決定を取り消し、及び当該入居者に入居住宅の明渡しを請求することができる。

- (1) 不正の行為により入居の決定を受けたとき。
- (2) 正当な理由なく家賃を3月以上滞納したとき。
- (3) 故意又は過失により地域優良賃貸住宅等を毀損したとき。
- (4) 正当な理由なく30日以上入居住宅を使用しないとき。
- (5) 第5条に規定する資格を失ったとき。
- (6) 第20条から第27条までの規定に違反したとき。

(敷地の目的外使用)

第30条 市長は、地域優良賃貸住宅等の用に供されている土地の一部を、その用途又は目的を妨げない限度において、市長の定めるところにより、その使用を許可することができる。

(立入検査)

第31条 市長は、地域優良賃貸住宅等の管理上必要があると認めるときは、市長の指定する者に地域優良賃貸住宅等の検査をさせ、又は入居者等に対して適当な指示をさせることができる。

- 2 前項の検査において、現に使用している入居住宅に立ち入るときは、あらかじめ入居者の承諾を得なければならない。
- 3 第1項の規定により検査に当たる者は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

第4章 駐車場の管理

(駐車場の使用者の資格)

第32条 駐車場を使用することができる者は、次の各号に掲げるいずれの要件にも該当する者とする。

- (1) 入居者等であること。
- (2) 入居者等が自ら使用するため駐車場を必要としていること。
- (3) 入居住宅につき第29条に規定する請求を受けていないこと。

(使用許可)

第33条 入居者は、入居者等が駐車場を使用しようとするときは、規則で定めるところにより、市長に駐車場の使用の申込みをしなければならない。

- 2 市長は、前項の申込みがあったときは、駐車場の使用の可否及び使用させるときは当該使用させる駐車場の区画を決定（以下「許可」という。）するとともに、当該申込みをした者に対し、速やかに通知するものとする。

(使用者の選定)

第34条 市長は、前条第1項の申込みにより駐車場を使用しようとする者の数が、使用することができる駐車場の収容台数を超える場合においては、抽選その他公正な方法により、駐車場の使用者を選定するものとする。ただし、入居者等が身体障害者（身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条に規定する身体障害者をいう。）である場合その他特別な事由がある場合で、市長が駐車場の使用が必要であると認めるときは、市長が認めた者を駐車場の使用者に選定することができる。

(使用の手続)

第35条 許可を受けた者は、許可を受けた日の翌日から10日以内（市長がやむを得ない事情があると認めるときは、市長が別に指示する期間内）に、規則で定める書類を提出しなければならない。

- 2 市長は、許可を受けた者が前項に規定する期間内に同項の手続をしないときは、許可を取り消すことができる。
- 3 市長は、許可を受けた者が第1項に規定する期間内に同項の手続をしたときは、速やかに駐車場の使用が可能となる日（次項において「使用可能日」という。）を通知するものとする。

4 前項の通知を受けた者は、使用可能日から10日以内に、駐車場の使用を開始しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(使用料の決定及び変更)

第36条 駐車場の使用料は、近傍同種の駐車場の使用料の額を勘案して、月額で市長が定めるものとする。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、駐車場の使用料を変更することができる。

- (1) 物価の変動に伴い変更する必要があると認めるとき。
- (2) 駐車場相互の間における使用料の額の均衡上必要があると認めるとき。
- (3) 駐車場を改良したことに伴い変更する必要があると認めるとき。

(使用料の減免又は徴収猶予)

第37条 市長は、次の各号に掲げる特別の事情がある場合において、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、駐車場の使用料の減免又は徴収の猶予をすることができる。

- (1) 許可を受けた者が災害により著しい損害を受けたとき。
- (2) 許可を受けた者の責めに帰すべき事由によらないで、駐車場の全部又は一部を使用することができないとき。
- (3) 前2号に準じる特別の事情があるとき。

(駐車場の使用の許可の取消し等)

第38条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、許可を取り消し、及び当該許可を受けた者に駐車場の明渡しを請求することができる。

- (1) 不正の行為により許可を受けたとき。
- (2) 正当な理由なく駐車場の使用料を3月以上滞納したとき。
- (3) 故意又は過失により駐車場又はこれに附帯する設備を毀損したとき。
- (4) 正当な理由なく30日以上駐車場を使用しないとき。
- (5) 第32条に規定する資格を有しなくなったとき。
- (6) 駐車場を使用させることが不適當であると市長が認めるとき。
- (7) 駐車場の管理上必要があると市長が認めるとき。

2 前項の規定により明渡しの請求を受けた者は、速やかに許可を受けた駐車場を明け渡さなければならない。この場合において、明渡しの請求を受けた者は、当該請求を受けた日の翌日から明け渡した日までの駐車場の使用料に2を乗じて得た額を支払わなければならない。

(準用)

第39条 駐車場の使用については、第32条から前条までに定めるもののほか、第15条（第2項第3号を除く。）、第16条、第20条、第22条から第24条まで、第25条第1項本文及び第28条本文の規定を準用する。

第4章 雑則

(過料)

第40条 偽りその他の不正の行為により家賃又は駐車場の使用料の全部又は一部の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処する。

(委任)

第41条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年3月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 第7条第2項の規定による入居の決定及び第33条第2項の規定による駐車場の使用の許可その他の地域優良賃貸住宅等の供用のために必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

議案第69号

小松市立認定こども園条例について

小松市立認定こども園条例を次のように制定する。

小松市立認定こども園条例

(設置)

第1条 小学校就学前の子どもに対する教育及び保育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を推進するため、幼保連携型認定こども園及び保育所型認定こども園を設置する。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 幼保連携型認定こども園 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）第2条第7項の幼保連携型認定こども園であって、法第12条の規定に基づき本市が設置するもの
- (2) 保育所型認定こども園 小松市立保育所条例（昭和32年小松市条例第31号）第1条の小松市立保育所であって、法第3条第1項の認定を受けたもの

(名称、位置及び類型)

第3条 幼保連携型認定こども園の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
小松市立松東こども園	小松市江指町乙58番地

- 2 保育所型認定こども園の名称及び位置は次のとおりとする。

名称	位置
小松市立やたの認定こども園あおぞら	小松市矢田野町ヨ79番地
小松市立認定こども園だいいち	小松市八幡庚27番地

(定員)

第4条 幼保連携型認定こども園及び保育所型認定こども園（以下単に「認定こども園」という。）の定員は、市長が定める。

(職員の配置)

第5条 認定こども園に園長，その他必要な職員を置く。

(開園時間)

第6条 認定こども園の開園時間は，午前7時から午後6時までとする。ただし，市長は，必要があると認めるときは，これを変更することができる。

(休日)

第7条 認定こども園の休日は，次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 1月2日及び同月3日並びに12月29日から同月31日まで

2 市長は，前項に定めるもののほか，必要に応じて臨時に休日を設けることができる。

(事業)

第8条 幼保連携型認定こども園は，次の事業を行う。

- (1) 法第2条第7項に規定する目的を実現し，法第9条各号に掲げる目標を達成するための保育及び教育
- (2) 法第2条第12項に規定する子育て支援事業のうち市長が必要と認める事業
- (3) その他市長が必要と認める事業

2 保育所型認定こども園は，次の事業を行う。

- (1) 法第3条第2項第2号に規定する保育に関する事業
- (2) 法第2条第12項に規定する子育て支援事業のうち市長が必要と認める事業
- (3) その他市長が必要と認める事業
(入園資格)

第9条 認定こども園に入園することができる者は、次の各号のいずれかに掲げる者とする。

- (1) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第19条第1項各号に該当する子ども
- (2) その他市長が特に必要と認めた子ども
(入園の承諾)

第10条 認定こども園への入園を希望する子どもの保護者（法第2条第11項に規定する保護者をいう。）は、市長の承諾を受けなければならない。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 認定こども園への入園に関する手続その他この条例の施行のために必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(小松市立保育所条例の一部改正)

- 3 小松市立保育所条例の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

(設置)

第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第35条

第3項の規定に基づき、保育を必要とする子どもの保育を行い、その健全な心身の発達を図るとともに、家庭や地域の様々な社会資源との連携を図りながら、入所する子どもの保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うため、小松市立保育所（以下「保育所」という。）を設置する。

第1条の2を削る。

第2条を次のように改める。

（名称及び位置）

第2条 保育所（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第3条第1項の認定を受けたものを除く。以下同じ。）の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 小松市立那谷保育所

位置 小松市那谷町壱四2番地14

第3条中「の入所児童」を削る。

第8条を第11条とし、第7条を第10条とし、第6条を第9条とする。

第5条の2各号列記以外の部分中「保育所においては、児童福祉法（昭和22年法律第164号）」を「保育所は、法」に改め、「、保育所のうち第1条の2の認定を受けたものについては次の事業を」を削り、同条各号を削り、同条を第6条とする。

第6条の次に次の2条を加える。

（入所資格）

第7条 保育所に入所することができる者は、次の各号のいずれかに掲げる者とする。

- (1) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第19条第1項各号に該当する子ども
- (2) その他市長が特に必要と認めた子ども

（入所の承諾）

第8条 保育所への入所を希望する子どもの保護者（就学前の子どもに関する

る教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第11項に規定する保護者をいう。)は，市長の承諾を受けなければならない。
別表を削る。

議案第70号

小松市立児童館条例の一部を改正する 条例について

小松市立児童館条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

小松市立児童館条例の一部を改正する条例

小松市立児童館条例（昭和55年小松市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条の表小松市立のしろ児童館の項中「北浅井町へ29番地」を「北浅井町壱号90番地1」に改める。

第5条第4号中「（小松市立のしろ児童館を除く。）」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 この条例による改正後の小松市立児童館条例の施行のために必要な準備行為は、この条例の施行の前においても行うことができる。

議案第71号

小松市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

小松市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

小松市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

小松市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年小松市条例第33号）の一部を次のように改正する。

目次中「 第3節 特例地域型保育給付費に関する基準（第51条・第52条）
附則
」
を「 第3節 特例地域型保育給付費に関する基準（第51条・第52条）
第4章 雑則（第53条）
附則
」に改める。

第3条第3項中「，小学校」の次に「，義務教育学校」を加える。

第5条第2項から第4項までを削る。

第11条中「，小学校」の次に「若しくは義務教育学校」を，「その他小学校」の次に「，義務教育学校」を加える。

第27条第3項中「，小学校」の次に「，義務教育学校」を加える。

第38条第2項を削る。

第42条第1項第3号中「この号」の次に「及び第4項第1号」を加え、同条第4項中「，特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは，同号」を「，次のいずれかに該当するときは，第1項第3号」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 市長が、児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。

(2) 特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。第42条第5項中「前項」の次に「（第2号に係る部分に限る。）」を加える。第52条の次に次の章名及び1条を加える。

第4章 雑則

（電磁的記録等）

第53条 特定教育・保育施設等は、記録，作成，保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面，書類，文書，謄本，抄本，正本，副本，複本その他文字，図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式，磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）により行うことができる。

2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書

面等の交付又は提出に代えて、規則で定める手続により、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて規則で定めるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付又は提出したものとみなす。

- 3 電磁的方法は、教育・保育給付認定保護者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。
- 4 第2項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設等は、当該教育・保育給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該教育・保育給付認定保護者に対し、同項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該教育・保育給付認定保護者が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。
- 5 第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「規則で定める手続により」とあるのは「第5項において準用する規則で定める手続により」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、前項中「第2項」とあるのは「第5項において準用する第2項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第72号

小松市消防団条例の一部を改正する条例について

小松市消防団条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

小松市消防団条例の一部を改正する条例

小松市消防団条例（昭和46年小松市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項中「，別表に定める報酬」を「，別表第1に定める額の年額報酬及び別表第2に定める額の出動報酬」に改め，同条第2項中「，自動車運転員に対して，月額1,400円を加算して支給する。」を「，機関員報酬として，自動車運転員に対して，月額1,400円を年額報酬に加算して支給する。」に改め，同条に次の1項を加える。

- 3 前2項に定めるもののほか，出動に係る職務の危険性，困難性その他特別の事由により特に必要があると市長が認めた場合は，市長の定めた額を支給することができる。

第14条第2項中「報酬は」を「年額報酬及び機関員報酬は」に改め，同条に次の1項を加える。

- 3 出動報酬は，月ごとに支給する。

第15条を次のように改める。

（費用弁償）

第15条 団員が公務のため旅行した場合，団長については小松市職員等の旅費に関する条例（昭和33年小松市条例第6号）の適用を受ける管理職と，その他の団員についてはその他の者とみなし，費用弁償として旅費を支給する。

別表を別表第1とし，同表の次に次の1表を加える。

別表第2（第13条関係）

区分		単位	金額
水火災その他の災害の防ぎよ，鎮圧，警戒等の職務に従事した場合	4時間以上	1回	8,000円
	4時間未満	1回	4,000円
訓練，広報等に従事した場合		1回	2,000円

附 則

この条例は，令和4年4月1日から施行する。

議案第73号

小松市国民健康保険条例の一部を改正 する条例について

小松市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

小松市国民健康保険条例の一部を改正する条例

小松市国民健康保険条例（昭和34年小松市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「40万4千円」を「40万8千円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の小松市国民健康保険条例第4条の規定は、この条例の施行の日以後に出産した被保険者に係る出産育児一時金について適用し、同日前に出産した被保険者に係る出産育児一時金については、なお従前の例による。

議案第74号

小松市行政財産使用料徴収条例の一部 を改正する条例について

小松市行政財産使用料徴収条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

小松市行政財産使用料徴収条例の一部を改正する条 例

小松市行政財産使用料徴収条例（昭和57年小松市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第1条中「。以下「法」という。」を削り、「第228条」を「第238条の4第7項」に改め、「使用料」の次に「（以下「使用料」という。）」を加える。

第2条及び第3条を次のように改める。

（使用料の算定方法等）

第2条 土地及び建物の使用料は、行政財産の使用の許可（以下「使用許可」という。）ごとに別表に規定する方法により年額で算定するものとする。ただし、別表の規定により算定することが著しく不相当と認める土地又は建物にあつては、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、使用許可の期間が1年に満たないときの使用料の額は、別表の規定により算定した使用料の額を365で除して得た額に使用許可の日数を乗じて得た額とする。

3 前2項の規定により算定して得た1件の使用料の額が100円未満となるときの使用料は、100円とする。

第3条 前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の土地又は建物の使用料の額は、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 自動販売機、売店、喫茶店、食堂その他の規則で定める施設を設置する

ために使用する場合 当該施設の売上金額の100分の5以上の割合で市長が別に定める割合を乗じて得た額

(2) 当該行政財産を職員駐車場その他規則で定める目的で使用する場合 当該行政財産を使用する目的、当該行政財産の価額、使用の期間その他の事情から判断して適切な額として規則で定める額

2 前項の場合において、使用料の徴収上理由があると市長が認めるときは、前条第1項の規定にかかわらず、使用料を月額で定めることができる。この場合において、使用許可の期間が1月に満たない場合及び1月に満たない期間を含む場合の使用料の算定方法は、同条第2項の規定にかかわらず、規則で定める方法とする。

3 前2項の規定により算定して得た1件の使用料の額が100円未満となるときの使用料は、100円とする。

第4条及び第5条を削る。

第6条中「、市長が特別の」を「、前条第1項各号の規定により使用料を算定したときその他市長が」に改め、同条を第4条とする。

第7条中「行政財産の使用の許可」を「使用許可」に改め、同条を第5条とする。

第8条中「、第4条に規定する使用料」を「、使用料」に改め、同条を第6条とする。

第9条各号列記以外の部分中「一に」を「いずれかに」に、「必要経費」を「前条の必要経費」に改め、同条第2号中「、その使用物件」を「、使用許可を受けた行政財産」に改め、同条第3号中「前2号」を「前各号」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

(3) 当該使用が施設の利用者等の利便性の向上に寄与すると認めるときその他規則で定めるとき。

第9条を第7条とし、第10条を第8条とする。

第11条中「この条例」を「この条例に定めるもののほか、この条例」に改め、同条を第9条とする。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

区分	単位	使用料
土地の使用料	年額	1平方メートル当たりの公有財産台帳価格×使用を許可しようとする面積×（4／100） ただし、2階建て以上の建物の使用を許可しようとするときの土地の使用料は、次の算式により計算した額とする。 1平方メートル当たりの公有財産台帳価格×使用を許可しようとする面積×（4／100）×当該建物の建て面積／当該建物の延べ面積
建物の使用料	年額	1平方メートル当たりの公有財産台帳価格×使用を許可しようとする面積×（8／100）

備考

消費税法（昭和63年法律第108号）の規定に基づき消費税が課される額に同法第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た額（以下この項において「消費税額」という。）及び消費税額に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額を加算する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の小松市行政財産使用料徴収条例の規定は、この条例の施行の日以後の行政財産の使用許可に係る使用料について適用し、同日前の許可（同日前の許可において同日以後に更新許可をすることができると思われる場合の当該更新許可を含む。）に係る使用料については、なお従前の例による。

（航空プラザ条例の一部改正）

3 航空プラザ条例（平成7年小松市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「から別表第3まで」を「及び別表第2」に改める。

別表第3を削る。

議案第75号

小松市手数料条例の一部を改正する条例について

小松市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

小松市手数料条例の一部を改正する条例

小松市手数料条例（平成12年小松市条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表第78号の2中「第78号の5まで」の次に「及び第78号の23」を加え、「第3項」を「第5項」に改め、同号アを次のように改める。

ア 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第6条の2第5項に規定する住宅の構造及び設備が長期使用構造である旨が記載された確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写し（以下この号及び次号において「確認書等」という。）を添付しない場合

別表第78号の2イを次のように改める。

イ 確認書等を添付する場合

区分	住宅を新築しようとするときの金額	住宅を増築し、又は改築しようとするときの金額
1戸建ての住宅	1戸につき 12,000円	1戸につき 18,000円
認定対象戸数が1戸の長屋等	1棟につき 12,000円	1棟につき 18,000円
認定対象戸数が2戸から5	1棟につき	1棟につき

戸までの長屋等	22,000円	33,000円
認定対象戸数が6戸から10戸までの長屋等	1棟につき 36,000円	1棟につき 55,000円
認定対象戸数が11戸から30戸までの長屋等	1棟につき 61,000円	1棟につき 91,000円
認定対象戸数が31戸から50戸までの長屋等	1棟につき 97,000円	1棟につき 150,000円
認定対象戸数が51戸から100戸までの長屋等	1棟につき 150,000円	1棟につき 220,000円
認定対象戸数が101戸から200戸までの長屋等	1棟につき 250,000円	1棟につき 380,000円
認定対象戸数が201戸から300戸までの長屋等	1棟につき 320,000円	1棟につき 480,000円
認定対象戸数が301戸以上の長屋等	1棟につき 360,000円	1棟につき 550,000円

別表第78号の2ウを削る。

別表第78号の3ア中「適合証又は設計住宅性能評価書のいずれも」を「確認書等を」に改め、同号イを次のように改める。

イ 確認書等を添付する場合

区分	住宅を新築しようとするときの金額	住宅を増築し、又は改築しようとするときの金額
1戸建ての住宅	1戸につき 9,000円	1戸につき 14,000円
認定対象戸数が1戸の長屋等	1棟につき 9,000円	1棟につき 14,000円
認定対象戸数が2戸から5	1棟につき	1棟につき

戸までの長屋等	17,000円	26,000円
認定対象戸数が6戸から10戸までの長屋等	1棟につき	1棟につき
戸までの長屋等	29,000円	43,000円
認定対象戸数が11戸から30戸までの長屋等	1棟につき	1棟につき
戸までの長屋等	46,000円	69,000円
認定対象戸数が31戸から50戸までの長屋等	1棟につき	1棟につき
戸までの長屋等	77,000円	120,000円
認定対象戸数が51戸から100戸までの長屋等	1棟につき	1棟につき
戸までの長屋等	120,000円	190,000円
認定対象戸数が101戸から200戸までの長屋等	1棟につき	1棟につき
戸までの長屋等	210,000円	310,000円
認定対象戸数が201戸から300戸までの長屋等	1棟につき	1棟につき
戸までの長屋等	260,000円	390,000円
認定対象戸数が301戸以上の長屋等	1棟につき	1棟につき
の長屋等	290,000円	430,000円

別表第78号の3ウを削る。

別表第78号の4中「長期優良住宅普及促進法第9条第1項」の次に「及び第3項」を加え、「1戸につき」を「1件につき」に改める。

別表第78号の5中「第10条に規定する認定計画実施者の」を「第10条の規定に基づく」に、「1戸につき」を「1件につき」に改める。

別表第78号の6ア中「登録住宅性能評価機関」を「住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項の登録住宅性能評価機関（第78号の14、第78号の16、第78号の20及び第78号の22において「登録住宅性能評価機関」という。）」に、「設計住宅性能評価書」を「同法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書」に改める。

別表第78号の22の次に次の1号を加える。

(78)の23 長期優良住宅普及促進法第18条第1項に規定する建築物の容積率の特例許可申請手数料 1件につき 160,000円

附 則

この条例は、住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和3年法律第48号）の施行の日（令和4年2月20日）から施行する。

議案第76号

小松市テレビ共同受信施設の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

小松市テレビ共同受信施設の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

小松市テレビ共同受信施設の設置等に関する条例の一部を改正する条例

小松市テレビ共同受信施設の設置等に関する条例（平成元年小松市条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表中「園町ホ133番地1」を「京町86番地」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第77号

公立大学法人公立小松大学中期目標の 変更について

次のとおり公立大学法人公立小松大学中期目標の一部を変更したいので、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第25条第3項の規定により、議会の議決を求める。

基本的な目標中「3学部4学科」の次に「並びに「サステイナブルシステム科学研究科 生産システム科学専攻、ヘルスケアシステム科学専攻、グローバル文化学専攻」の1研究科3専攻」を加える。

I 中期目標の期間及び教育研究上の基本組織の1 中期目標の期間の項中「平成36年」を「令和6年」に改める。

I 中期目標の期間及び教育研究上の基本組織の2 教育研究上の基本組織の項中「次の学部学科」を「次のとおり教育研究上の基本組織」に改め、同項の表を次のように改める。

学部 及び 学科	生産システム科学部	生産システム科学科
	保健医療学部	看護学科 臨床工学科
	国際文化交流学部	国際文化交流学科
研究科 及び 専攻	サステイナブルシステム科学 研究科	生産システム科学専攻 ヘルスケアシステム科学専攻 グローバル文化学専攻

II 教育研究等の質の向上に関する目標の1 教育に関する目標の項第1号及び第2号を次のように改める。

(1) 学士課程教育

① 共通教育

学生の学習意欲を高め、基礎的な学力と豊かな人間性を涵養するために、導入科目、一般科目及び外国語科目を開講する。また、専門領域を超えた分野横断的な教育を行い、学生の交流と幅広い視野・思考力・総合力の育成に努める。大学が立地する小松市はもとより日本、世界の歴史や文化の理解を高める。

② 専門教育

確かな基礎知識と高度な専門能力の修得に向けた講義、演習を行うとともに、実践的な課題解決型学習を行う。これにより、主体的な学びの姿勢を育み、日本と世界に広く通用しうる課題発見・解決能力の醸成を図る。

(2) 大学院課程教育

大学院は、1 研究科 3 専攻で組織し、それぞれの専門領域及び分野横断的領域において学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展と産業の振興に寄与する。

Ⅱ 教育研究等の質の向上に関する目標の1 教育に関する目標の項第3号中「大学の」を削り、同項第5号中「と大学院」及び「社会の諸問題を解決し、また、教員・学生の質の向上を図るため、経費等につき十分検証しながら、大学院設置の可能性を追求する。」を削る。

議案第78号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により，次のとおり指定管理者を指定する。

施設の名称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
石川県こまつ芸術 劇場「うらら」	金沢市専光寺町 ヲ167番地	株式会社北陸共 立	令和4年4月1日から 令和9年3月31日まで
スカイパークこま つ翼	加賀市新保町カ 33番地	岸・北森・鉄工 団地組合共同体	
タウンオアシス	小松市三日市町 37番地	特定非営利活動 法人カブッキー タウンこまつ	
こまつ食と農のふ るさと館	小松市上小松町 丙252番地	小松市農業協同 組合	
芦田地区学習等供 用施設	小松市芦田町二 丁目8番地2	芦田町町内会	
御宮地区学習等供 用施設	小松市小寺町丙 123番地	御宮町町内会	
桜木，育成，城南 ，芦田地区テレビ 共同受信施設	小松市京町86番 地	株式会社テレビ 小松	

議案第79号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり指定管理者を指定する。

施設の名称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
小松市立のしろ児童館	小松市吉竹町ぬ 47番地	社会福祉法人吉 竹福祉会	小松市立児童館条例の 一部を改正する条例（ 令和3年小松市条例第 号）の施行の日から 令和7年3月31日まで

議案第80号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり指定管理者を指定する。

施設の名称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
小松市立国府子育てセンター	小松市河田町子 101番地	社会福祉法人河 田福祉協会	令和4年4月1日から 令和7年3月31日まで

議案第81号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次の事項につき専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

専決第4号 公立大学法人公立小松大学が徴収する料金の上限の変更の
認可について

専決第4号

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

令和3年10月22日

小 松 市 長 宮 橋 勝 栄

公立大学法人公立小松大学が徴収する料金の上限の変更の認可について

公立大学法人公立小松大学が徴収する 料金の上限の変更の認可について

公立大学法人公立小松大学が徴収する料金の上限の変更について、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第23条第1項の規定により、次のとおり認可する。

- 1 入学検定料，入学料及び授業料等の表入学検定料の項中

「

学生	1 件	17,000円
----	-----	---------

」を

「

学部学生	1 件	17,000円
大学院学生	1 件	30,000円

」に

改め，同表入学料の項，授業料の項及び実習費の項中「学生」を「学部学生及び大学院学生」に改める。

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次の事項につき専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

専決第3号 損害賠償の額を定めることについて

専決第5号 損害賠償の額を定めることについて

専決第3号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された市長の専決処分事項について、次のとおり専決処分する。

令和3年10月21日

小 松 市 長 宮 橋 勝 栄

損害賠償の額を定めることについて

損害賠償の額を定めることについて

発生の交通事故に係る損害賠償の額は、次のとおりとする。

記

- 1 相手方 (記載省略)
- 2 損害賠償額 (記載省略)
- 3 事故の概要 (記載省略)

専決第5号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された市長の専決処分事項について、次のとおり専決処分する。

令和3年11月16日

小松市長 宮橋 勝栄

損害賠償の額を定めることについて

損害賠償の額を定めることについて

発生の交通事故に係る損害賠償の額は、次のとおりとする。

記

- 1 相手方 (記載省略)
- 2 損害賠償額 (記載省略)
- 3 事故の概要 (記載省略)